

春日部市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正する条例

春日部市選挙長等の費用弁償条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(春日部市選挙管理委員会の管理する選挙等における選挙長等の費用弁償)</p> <p>第1条 春日部市選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務のために要する費用は、一回の選挙又は投票ごとに次の区分により弁償する。</p> <p>選挙長 <u>10,800円</u></p> <p>開票管理者 <u>10,800円</u></p> <p>投票所の投票管理者 <u>12,800円</u></p> <p>期日前投票所の投票管理者 <u>11,300円</u></p> <p>選挙立会人 <u>8,900円</u></p> <p>開票立会人 <u>8,900円</u></p> <p>投票所の投票立会人 <u>10,900円</u></p> <p>期日前投票所の投票立会人 <u>9,600円</u></p>	<p>(春日部市選挙管理委員会の管理する選挙等における選挙長等の費用弁償)</p> <p>第1条 春日部市選挙管理委員会の管理する選挙又は投票における選挙長等の職務のために要する費用は、一回の選挙又は投票ごとに次の区分により弁償する。</p> <p>選挙長 <u>10,600円</u></p> <p>開票管理者 <u>10,600円</u></p> <p>投票所の投票管理者 <u>12,600円</u></p> <p>期日前投票所の投票管理者 <u>11,100円</u></p> <p>選挙立会人 <u>8,800円</u></p> <p>開票立会人 <u>8,800円</u></p> <p>投票所の投票立会人 <u>10,700円</u></p> <p>期日前投票所の投票立会人 <u>9,500円</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。